

地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部統制委員会設置規程の 制定について

1 制定の趣旨

業務方法書第 10 条第 1 号及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部統制推進規程第 5 条に基づき、法人における内部統制の推進に係る方針の策定等を担う内部統制委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものである。

2 主な規程の概要

- (1) 委員会は、内部統制の推進に係る方針の策定、計画の立案、対策の検証等を所掌とする。（第 2 条関係）
- (2) 委員会は、理事長、内部統制統括責任者、地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員規定第 3 条第 3 項に基づく内部統制に関する職務を担う理事及び監事を委員とする。
また、委員長は理事長が、副委員長は内部統制統括責任者が務める。（第 3 条関係）
- (3) 委員会は、原則各年度の半期に 1 回開催し、必要に応じて臨時に開催する。（第 4 条関係）
- (4) 委員長が必要と認めるときは、部会を設置することができる。（第 5 条関係）

3 規程

別添資料のとおり

4 施行年月日

平成 31 年 4 月 1 日

(参考)

業務方法書 抜粋

(内部統制の推進に関する事項)

第10条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を策定するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 病院における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制担当役員に対する部門からの報告の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (13) 反社会的勢力への対応方針等

地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部統制委員会設置規程

（目的）

第1条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部統制推進規程（以下「内部統制推進規程」という。）第5条に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）における内部統制を推進するため、法人に内部統制委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌は、次のとおりとする。

- （1） 内部統制の推進に係る方針の策定に関すること
- （2） 内部統制の推進に係る計画の立案に関すること
- （3） 内部統制の推進に係る対策の検証に関すること
- （4） その他委員会が必要と認めた事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 理事長
 - （2） 内部統制推進規程第6条に規定する内部統制統括責任者
 - （3） 地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員規程第3条第3項に基づき内部統制に関する職務を担う理事
 - （4） 監事
- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、理事長が務める。
- 4 副委員長は、内部統制統括責任者が務める。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として各年度の半期に1回開催する。
- 3 委員長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ臨時に委員会を開催することができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員長は、必要と認めるときは、部会を設置し、個別事案に対する検討を指示することができる。

- 2 部会の部会長及び構成員は、委員長が委員の意見を聴き指名するものとする。この場合、

委員以外の者も指名できるものとする。

3 部会長は、部会での検討結果を委員会に報告するものとする。

4 委員長は、必要に応じて部会長に対し、部会での検討状況の報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、内部統制・コンプライアンス室が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。